



㊸着発弾伝授

子 [元治元 (1864) カ] 年八月
江川太郎左衛門たろうざえもんが八木始に与えた着発弾の免許皆伝状です。「着発弾」とは着弾時の衝撃で炸裂し砲弾の破片を敵に浴びせる「爆裂弾ばくれつだん (榴弾りゅうだん)」と見られます。「右御達および候」とは、右の者は合格水準に達したという意味でしょう。伊豆蕪山 (静岡県) の幕府代官江川家当主は太郎左衛門ひでたつを世襲し、36代の英龍は反射炉を築き日本に西洋砲術を普及させたことで有名です。免状の子年は、八木始に改称後であることから元治元年と考えられ、この江川太郎左衛門は安政2 (1855) 年に病死した英龍ではなく、38代の英武 (英龍5男) と考えられます。

八木健次家文書 P09702 No. 829

【史料㊸】着発弾伝授 (元治元年)

着発弾伝授

八木始殿

右及御達候、以上

子
八月 江川太郎左衛門 (朱印)